

交通事故ゼロを目指して

正しく自転車に乗っていますか

県内では、令和5年中に3、289件の自転車による交通事故が発生しています。

自転車は「車の仲間」です。

交通ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

自転車を安全に利用するための交通ルール

普段の自転車利用で、守れているか確認しましょう。

車道が原則、左側を通行

自転車車が車道を通行するとき

自転車も一時停止が必要です



は、自動車と同じく左側通行で

す。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しましょう。

歩道は例外、歩行者を優先

歩道を通行できるのは、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識などがある場合です。歩道を通行するときは、歩行者を優先し、車道寄りの部分を徐行しましょう。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号を必ず守り、渡るときには安全を確認しましょう。

一時停止の標識がある交差点や踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

夜間はライトを点灯

無灯火での運転は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。自転車には反射器材を付け、夜間はライトを点

灯させて運転しましょう。

飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車と同じく、お酒を飲んだときは、絶対に運転してはいけません。

危険な運転をしていませんか

運転以外の行為をしながら自転車を運転しながら運転すると、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなど危険です。事故の原因となるので絶対にやめましょう。

○傘差し運転

○スマホや携帯電話、ヘッドホンやイヤホンなどの運転中の使用

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396



命を守るヘルメットに補助金

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用が努力義務となりました。

ヘルメット着用の必要性は

自転車利用中の死亡事故のうち、約5割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べ約1.9倍高くなっています。年齢にかかわらず、買い物や通学、通勤などの日常生活で自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用して頭部を守りましょう。

ヘルメット購入費が補助されます

対象／次の全てに該当する人

- ヘルメット購入日から補助金申請日までの期間、旭市に住民登録がある
- 市税の滞納がない
- 申請するヘルメットについて、別の補助金などの交付を受けていない

受けていない

○暴力団員などでない

補助額／2,000円 ※1人1回まで。購入金額が2,000円未満の場合は当該購入金額。付属品の購入費、送料などは対象外。

対象となるヘルメット／次の全てに該当するもの

- 購入時に新品である
- SGマークなど、安全基準に適合した認証がある
- 令和6年4月1日以降に購入
- ※フリーマーケットなどのサイトや、個人間の売買で購入したものは対象外。

申込期限／令和7年2月28日(金)

申し込み方法／市ホームページで確認してください。



SGマーク

